

標題

機関室ビルジ処理装置の新基準
IMO 決議 MEPC. 107(49)について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0613
発行日 2004年12月15日

各位

2003年7月のIMO第49回海洋環境保護委員会(MEPC. 49)において、機関室の機関室ビルジ処理装置(油水分離器(15ppm ビルジセパレータ)および油分濃度計(15ppm ビルジアラーム))の現行の性能基準IMO 決議 MEPC. 60(33)の改正であるIMO 決議 MEPC. 107(49)“Revised Guidelines and Specifications for Pollution Prevention Equipment for Machinery Space Bilges of Ships”が採択され、2005年1月1日から施行となります。

以下に、その概要をお知らせいたします。

1. 適用

適用については、IMO 決議 MEPC. 107(49)では、以下のように規定されております。

1.3 Applicability

1.3.1 These Guidelines and Specifications apply:

- .1 to installations fitted to ships, the keel of which are laid or which are at a similar stage of construction on or after 1 January 2005; and
- .2 to new installations fitted on or after 1 January 2005 to ships, the keel of which were laid or which were at a similar stage construction before 1 January 2005 in so far as is reasonable and practicable.

先のテクニカル・インフォメーション No. TEC-0608(2004年11月22日付け)でお知らせしましたとおり、IMO 第52回海洋環境保護委員会(MEPC. 52)において、適用に関し以下の解釈が合意されております。

Following a proposal for clarification on the applicability of the revised Guidelines, MEPC 52 (October 2004) agreed to the following interpretation of paragraphs 1.3.1.1 and 1.3.1.2 of the revised Guidelines :

- .1 under paragraph 1.3.1.1 of the revised Guidelines, installations fitted on or after 1 January 2005 to ships whose keels were laid before that date, NEED NOT meet the revised Guidelines; and
- .2 under paragraph 1.3.1.2 of the revised Guidelines, “new” installations should be interpreted as “replacement” installations and fitted should be interpreted as “ordered” on or after 1 January 2005, to ships whose keels were laid before 1 January 2005.

従いまして、新基準は以下の機器に対し適用となります。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (1) 2005年1月1日以降の建造船(Keel lay ベース)に設置される機器
- (2) 合理的かつ実行可能な限りにおいて、2004年12月31日以前の建造船(Keel lay ベース)で載せ替え(replacement)のために2005年1月1日以降に発注される機器

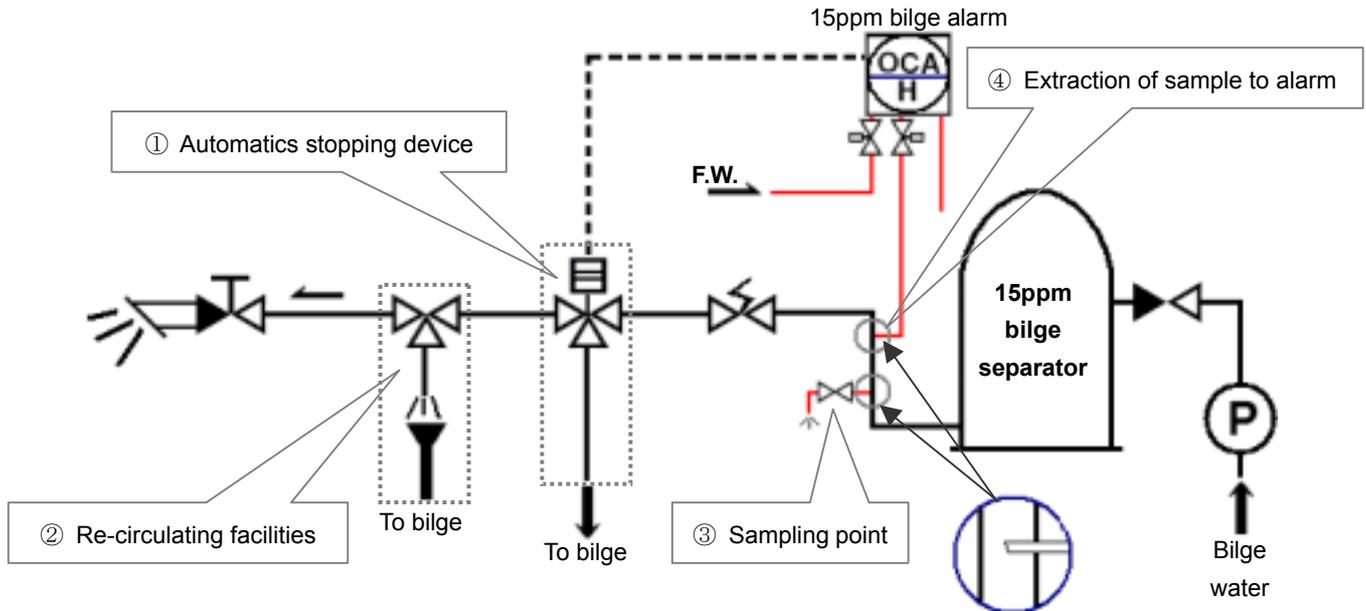
なお、上記解釈と異なる適用を指示する政府があった場合には、別途お知らせいたします。

2. 改正の主な概要

- (1) 油水分離器(15ppm ビルジセパレータ)
 - (i) 乳化したビルジも分離可能とする。(4. 1. 4) (カッコ内は、決議 MEPC. 107(49)の条番号を示す。以下同様。)
 - (ii) 機器の不調時におけるビルジの排出を避けるためのフェイルセーフ機構を設ける。(4. 1. 3)
- (2) 油分濃度計(15ppm ビルジアラーム)
 - (i) 乳化したビルジも検出可能とする。(4. 2. 5)
 - (ii) 反応時間 5秒 (従来 20秒) (4. 2. 6)
 - (iii) 記録装置(4. 2. 9)
日時、警報の状態、セパレータの運転状態(18ヶ月分)を印刷もしくは表示する。
 - (iv) 不正使用の防止 (4. 2. 10)
 - (a) 故意の不正操作防止のためのシール
 - (b) 0点修正または洗浄のための清水使用時の警報
- (3) 配管関連
 - (i) 排出停止装置 (3. 6) (配管例①参照)
油分濃度が 15ppm を超えた場合、船外排水を弁操作により船内のビルジに戻す。従来認められていたビルジポンプの停止による方法は今後不可となります。
 - (ii) 再循環装置 (6. 1. 1) (配管例②参照)
港内等において船外排出弁を閉じた状態で 15ppm ビルジセパレータ、15ppm ビルジアラームおよび自動排出停止装置の作動検査を行うための再循環装置を自動排出停止装置の下流に設ける。
 - (iii) ビルジポンプ能力 (6. 1. 2)
ビルジポンプ能力は、油水分離器の処理能力の 110%以下とする。(従来 150%)
 - (iv) 自動排出停止装置の作動時間 (6. 2. 1)
ビルジセパレータから 15ppm を超えるビルジが排出されてから自動排出停止装置が作動するまでの全応答時間は 20秒以内(従来 40秒)となるように配管する。
 - (v) サンプルングポイント (6. 1. 1) (配管例③参照)
就航後の検査のため、ビルジセパレータの出口付近の配管垂直部に(配管中央部から)試料を採取できるサンプルングポイントを設ける。
 - (vi) 15ppm ビルジアラームへの採取管(6. 2. 2) (配管例④参照)
15ppm ビルジアラームへの配管は代表的なサンプル(truly representative sample)を採取できるものとする。(サンプルングポイントと同様に管垂直部の配管中央部から試料を採取できるものとする。)

(次頁に続く)

(v)および(vi)項については、従来の決議 A. 393(x)および MEPC. 60(33)においても規定されておりますが、MEPC. 107(49)の実施にともない、取扱いを明確にし、新たに規則に取り入れました。



配管例

(4) その他

- (i) 運転保守手引書(6. 1. 4 および 6. 2. 3)
15ppm ビルジセパレータおよび 15ppm ビルジアラームについての運転保守手引書を船内に備える。
- (ii) 15ppm ビルジアラームの校正(4. 2. 11)
 - (a) 更新検査時(5 年ごと)に製造者または製造者に認証された者により精度確認を行う。
 - (b) 校正証明書を本船に保管する。

IMO 決議 MEPC. 107(49)を取り入れた「海洋汚染防止のための構造および設備規則」の改正は以下の Website でご覧になれます。

http://www.classnk.or.jp/hp/Rules_Guidance/amendments/j-Amendments/04.11.15/MarinePollution_J.pdf

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp